

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No. 19

法令名	興行場法
根拠条項	第6条
処分の概要	興行場の許可の取消し、営業の停止
法令の定め	<p>第6条 都道府県知事は、興行場の構造設備が第2条第2項の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなつたとき、又は営業者が第3条第1項の規定に違反したときは、第2条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。</p> <p>第2条 業として興行場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。</p> <p>第3条 営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の基準については、都道府県が条例で、これを定める。</p> <p>施行条例第4条 法第2条第2項に規定する条例で定める公衆衛生上必要な興行場の設置の場所の基準は、次のとおりとする。ただし、公衆衛生上必要な措置が講ぜられる場合はその限りでない。</p> <p>一 排水の状況等が入場者の衛生に支障がない場所であること。</p> <p>二 採光及び換気に支障がないよう、空地等適当な空間が確保される場所であること。</p> <p>施行条例第5条 法第2条第2項に規定する条例で定める公衆衛生上必要な興行場の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 清掃及び排水が容易に行える構造であること。</p> <p>二 ねずみ、昆虫等の侵入を防止できる構造設備であること。</p> <p>三 観覧室（入場者に興行を見せ、又は聞かせるための場所をいう。次号及び第5号において同じ。）は、ロビー、食堂、便所、売店等とは、隔壁等により区画されていること。</p> <p>四 観覧室の床面積が四百平方メートル以上の大規模な興行場にあつては、ごみの集積場が適当な場所に設けられていること。</p> <p>五 観覧室、喫煙所及び便所並びに空気環境の調整に係る設備及び照明設備が規則で定めるところにより設けられていること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えていること。</p> <p>施行条例第6条 法第3条第1項に規定する営業者が講じなければならない衛生に</p>

	<p>必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 興行場を清掃し、衛生上支障がないようにすること。 二 興行場内のねずみ、昆虫等の駆除作業を定期的実施し、その実施記録を二年以上保存すること。 三 換気設備、暖房設備、照明設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、必要に応じ、整備し、又は補修すること。 四 喫煙所以外の場所での喫煙を実施すること。 五 救急医薬品等を常備し、かつ、入場者の事故等に適切に対応できる体制を確立しておくこと。 六 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いのある者を業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により衛生上支障がないと認められた場合は、この限りでない。 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置を講ずること。 <p>施行条例第7条 興行場が臨時又は仮設のものである場合、観覧席が屋外にある場合その他特別の理由のある場合であつて、衛生上支障がないと認められるときは、その範囲において、前二条に掲げる基準の一部を適用しない。</p>
<p>処 分 基 準</p>	<p>法令の定めによる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかに該当するときは、興行場法第6条の規定により興行場業の許可を取り消す <ol style="list-style-type: none"> 1 法第6条の規定による営業停止命令によつても違反事実を是正する見込みがないと認められるとき 2 違反内容がきわめて悪質でかつ、営業者には是正の意欲がないと認められるとき ・ 次のいずれかに該当するときは、興行場法第6条により興行場業の許可を取り消す場合を除き、同法第6条の規定により営業の停止を命ずる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 営業施設の維持管理及びその他の営業行為に係る違反事実により直ちに危害が発生する恐れがあるため、行政指導により改善させることが困難であると認められるとき。 2 行政指導により営業施設の維持管理及びその他の営業行為に係る違反事実が是正されないと認められるとき。
<p>処 分 担 当 課</p>	<p>各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課</p>
<p>問 合 先</p>	<p>保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)</p>
<p>備 考</p>	<p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm</p>